平成29年度第2回宮城県私立学校審議会議事録

- 1 日 時 平成30年2月15日(木)午前10時から
- 2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 佐々木稲生, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎, 吉岡 弘宗, 小野寺靖子, 千葉 雅保, 後藤 武俊, 佐藤 哲也, 山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中 11名出席)

(2) 欠席委員 小野寺靖子, 鈴木 かな子, 鈴木 一樹

4 議題

- (1)調査審議事項について
- ①幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(いわでやま幼稚園)
- ②各種学校の収容定員に係る学則の変更について(仙台国際日本語学校)
- ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について (飛鳥未来きずな高等学校:平成30年4月1日施行)
- ④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について (飛鳥未来きずな高等学校:平成30年6月1日施行)
- ⑤高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について(仙台白百合学園高等学校)
- ⑥幼稚園の廃止について(なとり幼稚園)
- (7)幼稚園の廃止について(なとり第二幼稚園)
- (2) その他

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立せいている旨,報告があった。 松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は、議事録署名人として佐々木委員と後藤委員を指名した。

(1)調査審議事項について

①幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(いわでやま幼稚園)

事務局から資料により説明を行った。

(佐藤哲也委員)

小さなことですけれども、下の「学級編成」の「成」の字が間違っていると思います

ので、これは訂正しておいていただければよろしいかと思います。正確には、制度の 「制」ではないかと思います。

(事務局)

後ほど修正いたします。申し訳ありませんでした。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

②各種学校の収容定員に係る学則の変更について(仙台国際日本語学校)

事務局から資料により説明を行った。

(佐藤宏郎委員)

定員減の説明がありましたけれども、資料に記載の実員149名ないし、11月30 日現在の生徒数199名の国籍内訳があれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

国別内訳の人数まではすぐにはわかりませんが、在籍者の国籍であればわかります。 私立学校実態調査で報告をいただいていた在学生の国籍になりますが、中国、ベトナム、 ネパール、バングラディッシュ、モンゴル、タイ、フィリピン、インドネシア、ニュー ジーランド、スペイン、オランダの国籍を持つ学生が在籍をしております。

(佐藤宏郎委員)

一番多いのは中国出身ですか。

(事務局)

すぐに一番人数が多い国をお答えすることはできかねますが、ベトナムやネパール出 身の方が多いように見受けられます。

(山岸委員)

事実の経過がよくわからないので説明いただきたいのですけれども、これは定員を満たないというよりも、定員を維持すると今後告示基準を満たせないということが大きな理由でしょうか。

(事務局)

学校としては、定員の360名を実員が満たすような状態であれば、専任教員数を増やして、告示基準を満たすような専任基準の教員を確保して運営していくことが可能と考えているようですが、実態としては5月1日現在で149人、日本語学校の場合、7月や10月の入学生も入ってくるので、そちらも含めますと、11月現在で199人となり、定員を大きく下回る状況が続いております。日本語学校の入学希望者数は多いの

ですが、入国審査が厳しくなっているため入学者数が伸びないと学校では考えており、そういった中で告示基準に満たす専任教員数を確保するよりは、収容定員数を下げて、実態に沿った専任教員数にしたいということで、今回、収容定員の減員の認可申請が上がってきたものです。

(山岸委員)

学校ができるときに定員を設定して、質の向上からそれに見合った教員を確保するというのは当然のことですよね。ということは、平成29年10月1日より適用が始まった基準というのは、かなり突然に、かつ、今までよりかなり高度な水準の教員を確保せよというものなのでしょうか。

そうでないとしたら、定員充足しようがしまいが、定員を設定する段階で、質の維持・向上の観点から、それなりに資格を持っている教員をあらかじめ確保しておくというのが学校又は学校法人の義務だと思います。定員が足りません。急に29年10月1日に告示基準が施行されました。施行といってもおそらくその前に公布され、ある程度の期間があっての施行だと思います。定員も満たないし、基準も厳しくなった、教員も確保できないので、実情に見合って定員減らしましょうということだと、そもそもの学校をつくる段階で、何を考えていたのかと思います。

定員減らすことに関しては、当然認めるべきだと思いますが、最初の段階でそういう ことを考えていたのかというのがよくわからなかったので、御存じのことがあれば教え てください。

(事務局)

こちらの学校は昨年度の審議会で各種学校として認可の諮問し、認可をした経過はありますが、それ以前は株式会社立としてずっとやってこられた無認可の教育機関でした。 認可時点で突然できた学校ではなく、前からこういった日本語教育を行ってきた学校であるということは、御承知いただきたいと思います。

そして、日本語教育機関の告示基準ですけれども、先ほど10月1日施行とは申し上げましたが、その前の基準が別にありまして、そちらの基準が今まで運用されていました。前の基準で告示を受けた日本語教育機関に当たっては、今年の7月までに現行の基準にあった体制とするよう経過期間を設けられた経過がございます。

このため、10月1日にすぐに新しい基準に適用させなさいとはなっておりませんで、今年7月までは猶予を見ますというような形になっております。そういった中で、今までの基準から新しい基準になっていったときに、こういった課題が見つかったということで、学校の実情も踏まえて今回の収容定員の減員の決定をしたと聞いております。

(山岸委員)

了解しました。

(菅原委員)

経過については、今説明がございましたので、大変よくわかりました。

1点だけなのですが、この学校はすぐ対応してこういうふうに変更申請をしてきているわけですが、本県の他の日本語学校あるいは教育機関で新たな基準に該当しないおそれのある学校等の状況はいかがでしょうか。

(事務局)

今回の告示基準の改正を受けまして、収容定員を変更したいというような御相談というのは、仙台国際日本語学校以外はない状況です。今回の仙台国際日本語学校の案件を踏まえまして、ほかの日本語学校で教員人数の問題が出てくる可能性がないか見てはおりますが、各種学校として届け出られている教員数を見る範囲では、問題はないのではないかと考えております。

(菅原委員)

重ねてなんですが、運用上、7月1日まで猶予期間があるというようなお話でしたよね。

(事務局)

正確には7月末になります。

(菅原委員)

そうすると、例えば在籍数あるいはその入学者数のカウントというのは、4月1日現在、あるいは5月1日でカウントするのでしょうから、その間に変更申請があるという可能性は出てくるのでしょうか。

(事務局)

可能性は否定できないと思います。各種学校の教員数を把握するときは5月1日現在で把握いたしますが、3月から4月にかけては先生方の異動や退職の時期に当たり、そういった教員の変更の中で、場合によってはこのような相談が今後ないとは言い切れないと考えております。

(菅原委員)

今回の告示基準の専任教員数というのは、当然、教育の質の向上、担保ということでしょうけれども、そのほかにもおそらく大事な内容が入っていると思います。そういう意味で、十分、事務局のほうでは周知していると思いますですが、大事な中身だろうと思うので、目配りして、ほかの日本語教育機関も十分に質の確保できるように目配りをいただければと思います。

その他特に質疑等なく、審議会として了承された。

- ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更にについて (飛鳥未来きずな高等学校:平成30年4月1日施行)
- ④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更にについて (飛鳥未来きずな高等学校:平成30年6月1日施行)
 - ③及び④は、事務局から一括して説明を行った。

(吉岡委員)

11ページの校舎(キャンパス)別生徒数と2ページの本校の課程・学科・収容定員の解釈が理解できないでいるのですけれども、通信制のカウントというのは、例えばキャンパスをまたぐような学生はいないのか。同じように、教職員のほうはまたいでいる人はいないのか。教員の数や生徒の数をどのように押さえているのかがわからなかったものですから、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

まず1点目、生徒についてですが、資料2ページの学則にございます3、120人という数字についてはあくまでも収容定員です。11ページに記載しております数字は現在の生徒数ということで、乖離はあるものの、1月1日現在では459名在籍しているということです。

キャンパスをまたぐような生徒はいるのかというようなお話についてですけれども、 基本的にはそれぞれどこかのキャンパスに在籍しているという状態でございまして、2 つ以上のキャンパスにまたいで在籍するというような生徒はいないと認識しております。 教員につきましては、兼務というような形で、例えば、資料11ページでいいますと、 名古屋キャンパスなど在籍者数が少ないところと在籍者数が多いところを教員が兼務し て行き来しているような場合はありますけれども、兼務教員につきましては、あくまで も学校としては1人というようなカウントをしております。キャンパスとしては兼務者 1人で、こちらで、例えば本校で本務者1人、違うキャンパスで兼務者として1人とし てカウントするようなケースはございます。

(吉岡委員)

最後に11ページの表現の確認ですけれども、入学者数、新入学、転入学、編入学、 このカウントの仕方を教えてください。入学者数と書いてあると、今年入った学生なの かなと思うのですけれども、キャンパスをまたぐという意味での転入、編入なのか、全 く違うどこかの学校から来ての転入、編入なのか、そういうことがわかるのであれば教 えてください。

(事務局)

吉岡委員のお話でいう、違う学校から入ってきた人が転入学や編入学、そして、中学校を卒業して、何らかの事情で高校には進んでいなかったものの、やはり高校に進みたいということで入ってきた生徒を新入学としてカウントしておりますので、キャンパス

をまたいでの移動ということではございません。

(松良会長)

中卒の方が入るのが新入学ですよね。ほかの高校から移ってくるのが転入学で、ほか の高校を退学してから入ってくるのが編入学と、こういうことじゃないですか。

(事務局)

言葉としてはそのような意味でございまして、ほかの学校から入ってくることを指しておりますので、キャンパス間の移動ということではございません。

(松良会長)

ほかには御意見、御質問ございましょうか。菅原委員。

(菅原委員)

説明があったのかもしれませんが、今回、静岡と仙台に新たに面接指導施設を設けるということ、教育活動を充実させるということで、きめ細かな指導のための場所を確保するということですが、仙台と静岡2カ所に設定する意図を確認したいと思います。

教育活動の充実という観点はよくわかるのですが、なぜ仙台と静岡なのかということで、恐らく人数があるのか、あるいはリサーチをしてなのか、理由があったと思うんですね。こちらの学校は、全都道府県が教育区域になっていますよね。ですから、その中で今回、仙台と静岡に面接指導施設を設置するということは、何らかの理由があったのではないかと思います。今後も考えられることですので、今回の場合はどういう理由だったのかということを教えていただきたい。

また現在、登米本校に通っている25名。この25名の中に、下の※印で示されている転学、在学、卒業の6名は入っているのかわかりませんが、25名の面接指導施設というのは、今どこで行われているものなのか。その辺も把握しているのであればお願いします。

(事務局)

1点目の,なぜ面接指導施設を追加するのかということにつきましては,1月に学校に行った際に確認しておりまして,いずれも生徒からの需要があるということと,学校としてリサーチをしまして入学見込みがあるというようなことが理由でございます。飛鳥未来きずな高等学校という学校につきましては,教育区域が47都道府県ということで,全国どこの生徒でも入れるというような状況でございます。今後も生徒や保護者からの需要ですとか,学校及び学校法人としてさまざまな調査をして,不登校者数が多いとか,高校退学者が多いというような地域につきまして面接指導施設を増やすことを考えていきたいということです。今後も具体的な地域については未定ですけれども,需要を調査しまして,検討していきたいというような状況でございます。

続いて2点目。11ページに記載されておりますのはそれぞれのキャンパスの生徒数で、基本的にはそれぞれのキャンパスに在籍し、スクーリングを行っている、授業を受

けているというような状況です。お話のありました登米本校で言えば、この25人という生徒さんは登米本校に在籍しておりまして、スクーリングですとかそういった活動を 行っているという状況でございます。ほかのキャンパスに行くということではないです。

(菅原委員)

そうすると、今後、仙台に面接指導施設をつくるということであれば、両校を兼ねて もいいのですよね。登米本校での面接指導と仙台での面接指導と、両方とも可能だとい うことになってくるのでしょうね。

あわせて、設置認可の際、学校に現地調査に行ったときに、交通の便や宿泊の問題など、この学校が本校を登米に設置するときの問題点が考えられたものの、それについては十分カバーできますというお話でした。現状どうなのかなということと、それとの裏返しで、仙台に指導施設を設けるという意図はなかったのかなということ。あるいはもっと東北6県からたくさんのニーズがあるので、交通の便のいい仙台に今回指導施設をつくって、今後進めていきますという理由だったのか。その辺のところを触れていただくと仙台に指導施設を置くという理由が、私にはよく理解できるのですが、どうでしょうか。

(事務局)

まず1点目。今回,仙台キャンパスができることにより,登米と仙台どちらにも通えるような生徒さんがいて,そういうキャンパスをまたぐようなことが可能かということにつきましては、申し訳ございませんが、その部分については学校運営の部分でございまして、恐らくそのような対応もできるかとは思いますけれども、あとはどこのキャンパスで授業を受けるのか、スクーリングするのかということについては、学校としての判断になることでございます。

ただ,生徒が2つのキャンパスに在籍するというようなことは現状としてはなく,登 米本校であれば登米本校に在籍して授業を受けているというような状態です。

2点目。今回,仙台にキャンパスができるということで,新設時点で懸念されていた交通事情の問題等につきましてですけれども,確かに設立当初から登米本校の交通事情に関しては,非常に懸念されていたことでございます。仙台市含む宮城県中部や南部の生徒につきまして,バスですとか電車の本数の関係で考えますと,登米本校への通学というのは非常に難しい状況でございます。学校としては,そういった生徒に何とか頑張って登米本校に来てもらうというよりも,仙台市内に面接指導施設を設置しまして,そういった生徒,宮城の仙台地区ですとか県南部に住んでいるような生徒さんに仙台キャンパスに来てもらったほうが,より多くの生徒に対しての学習環境を整えることにつながると考えまして,今回,仙台キャンパスを設置したいというような申請があったという次第でございます。

(菅原委員)

そうすると、登米に本校を置くという当時の設置理由の中に、登米地域の中でしかで きないこととして、農業教育なり、農業体験活動なりを含めて行うということが崇高な 理念としてあったわけですが、その辺が今後、仙台校に実際の教育指導施設があって、 スクーリングはそちらのほうが中心になっていき、登米にも通って体験活動は保障して いきますという考え方なのだと思われますが、その辺のバランスがうまくいけばいいな という思いを持って聞いています。これは意見です。

(伊藤委員)

2点ございます。教育系と財務系と両面から考えるべきだろうなと思っております。 各キャンパスの入学者や生徒数の数字、収容定員を見て、どうなのかなというふうに 感じました。

例えば、飛鳥未来きずな高等学校がこれだけの収容定員を持つ教育機関ですと言われれば、やはり信頼度は高まっていきますよね。ただ、現実問題として登米本校で学ぶ生徒たちは25名しかいません。そういう状況とこれから仙台キャンパスをつくりますという説明を受けたときに、指導教員たちはどうなっていくのかなという点を疑問に感じます。

それから手厚く教育をしますという中で、人間ですから協働して学ぶ際の数の問題と仲間の問題も外せないと思っています。そうなったときに、どのようにこの仙台キャンパスと登米本校との関係性を考えればいいのか。あるいは教育をどのように展開していくのか。この辺のところを不安に思っています。

また、このような教育を行う全国チェーンの学校の経営が成り立っているのかをお聞かせください。看板を掲げて集めたけれども、教育が十分になされないで姿を消してしまったというふうなところだと、審議委員としての責任を感じてしまいます。

(事務局)

今までの質問をまとめるようですが、学校を見てまいりました状況をお話しいたしま す。

登米本校に関しては、先ほどから御質問の中にありますように農業体験を進めるということで、今年度、登米本校の生徒に関しては、農場等を使って作物を栽培するというような体験を進めているところでございます。来年度以降に関しては、旧米山高校の学生会館・生徒会館があるため、そこに宿泊できるようしっかりと整備をして、ある期間、農業体験ということでスクーリングの生徒を全国から集めるという形で進めているようでございます。

したがって、登米本校に関しては、そういった特殊な農業体験ができるというところで、全国の生徒を連れてきて教育する、体験させるというコンセプトを持って現在、進めているところでございます。

また、この飛鳥未来きずな高校は、姉妹校として飛鳥未来高等学校という通信制の学校を全国規模で展開しておりまして、数千名の生徒が在籍しています。全国展開をしておりますので、通信制高校への入学を希望する生徒に関してのリサーチは、その姉妹校を通じて出るところだということになります。仙台に関しても、飛鳥未来の姉妹校のキャンパスがございまして、需要を超える状況も出てきております。そこで、飛鳥未来きずなでも面接指導施設をつくり、入学希望のある生徒に対して対応していきましょうと

いう考えにいたったものと思います。

すでに飛鳥未来という通信制の学校を持って進めてきている法人でございますので、 リサーチ等はかなりしっかりと行っているということ。そして、登米本校における農業 体験という特別なカリキュラム等を持って進めているという点に関しては、最初に校舎 を登米に置くというところの考え方を踏襲しながら展開していると考えております。

(伊藤委員)

もう1点。そうすると登米本校は本校という名前なので、仙台キャンパスは分校になると思っていたのですけれども、全く違うと考えてよいのですか。登米本校と仙台キャンパスは、全く別の学校であると。

(事務局)

あくまでも飛鳥未来きずな高校ですので、その仙台キャンパスという位置づけになります。全く違う学校ではなく、面接施設として仙台に住んでいる子供たちが通いやすい環境をつくるということであり、仙台の生徒たちが農業体験を進めるというときには、登米本校にスクーリングに行くこともあるというような学校になります。

(佐々木委員)

私は、旧米山高校の整備途中のところを見学に行ったのですが、その後、開校してどのように変わったのかというのを少し期待しながら見守っております。

今,話の中にありましたが登米本校での活動が25名。それから,一つの売りである 全国から生徒を集めて農業体験を行うということで,この実績といいますかどういう状 況なのかを知りたいなと思いました。わかっている範囲で結構ですので,教えていただ ければと思います。

それからもう1点は、仙台に面接指導の場所を設けるということで、話の中ではリサーチしたデータがあるということですが、客観的なもの、例えば、このぐらいの希望があるので仙台に新たに設けて登米本校との連携をする、というようなことであればいいのですが、推測の範囲で仙台への開設を検討しているのであれば、それを信じて開設を認めてはどうですかということであれば、その程度の話でいいのかなと不安なのですね。事務局で十分に調査して、確信を持った上での話だと思いますので、推測ということではないと思いますので、質問した次第です。

(事務局)

1点目の農業体験の現在の状況についてですが、今年度に関しましては、まだ畑等の整備をしなければいけないので、科目設定ができなかったという状況です。来年度からアグリカルチャー及び栄養調理という名称の学校設定科目を実施する予定で、平成30年10月下旬に一定の期間を設けて実施するという状況でございます。今のところ、全国各地から50名ほどの参加を見込んでおり、必要な準備を現在行っているというような状況でございます。

2点目の調査や客観的な数字というようなことですけれども, 学校としての調査で,

児童生徒のオンラインロ頭調査を毎年行ってございます。その調査の中で、不登校生徒数や中退者数の県ごとの数字が出てきておりますので、そういった数字をもとに、今現在、全日制の学校にはこれぐらい在籍しているけれども、そこから退学者はこれぐらいいる。そういった生徒さんたちが、まだもしかしたら高校に行きたいかもしれないけれども、行けてないのではないかというような数字を算出することが可能ですので、そういった数字を用いて学校として、需要などを把握しているというような状況でございます。

(後藤委員)

4ページの学則にあります仙台ウェディングアンドブライダル専門学校を設置している法人名の記載がないものですから、設置法人が一体どこなのかというのが1つです。

ここがもし三幸学園ではないのだとすると、新築という話が先ほどの説明の中であったと思うのですが、別の法人だとすれば、他の法人の施設のためにわざわざ部屋をあけておくものなのかなという疑問が生じたというのが2つ目。

それに付随して3つ目が出てくるのですが、ほかのキャンパスはすべて三幸学園が全国展開していて、全部違う専門学校ですよね。ですから漠然とした疑問なのですけれども、全国展開する学校法人はこういう形で別事業ができるように教室をあけておいて、こういうときのために使う。この法人だけのやり方なのかもしれませんが、いろいろなところに面接指導施設あるときに、その施設が全部違う専門学校にあるというのは何となく奇異に映るものですから、こういうものですと言われれば納得するのですけれども、その辺を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

仙台キャンパスが設置されます仙台ウェディングアンドブライダル専門学校については、説明の中で抜けておりましたが、学校法人三幸学園が設置します専門学校でございまして、ほかの地区と同様に、三幸学園系列の学校でございます。

面接指導施設はこういうところに置かなければならないというような基準というのはないのですが、当然、学校としての施設ですので、ある一定の広さの教室、机、ホワイトボード、黒板などの勉強ができるようなスペースというものが確保されているかについて、申請が出てきた時点で事務局としてその図面や場合によってはその教室の写真を見せてもらって、そういったものが満たされているかどうか、調えられているかどうかを判断しまして、審議会に諮問している状況でございます。

仙台ウェディングアンドブライダル専門学校については、現在、校舎を建築中でございまして、完成が5月を見込んでおります。完成後に仙台キャンパスを開校するということで、完成した暁には、事務局として状況を見まして、これは勉強できるような空間だということを確認した後に、認可を出すことを考えております。

(松良会長)

この三幸学園は,仙台でもいくつか専門学校をやっているところですから,どこでも 使えるのでしょうね。

(山岸委員)

先ほど姉妹校で飛鳥未来高校があるという話があったのですけれども、たしか私立学 校審議会で飛鳥未来きずな高校の設置を審議したときに、同じ法人で通信制高校の飛鳥 未来高校があるのに、なぜ、飛鳥未来きずな高校つくるのかという意見があって、その ときに先ほど話があったアグリカルチャーであるとか、農業体験ということが大きな特 性だという説明があったと思います。私が懸念しているのは、宮城県内に登米本校がで きました。さらに仙台校もできましたというときに,同じ県内にそもそも2校つくるの がいいのかどうかというのはよくわからないのですが、登米本校と仙台校舎が競合して、 結局、従来であれば登米本校に入学してたであろう子どもたちが、仙台校に行くように なり、結果的にそういう子供たちが、農業体験であるとか、きずな高校の存在意義であ る教育課程にアクセスしにくくなってしまうことが起きる。そうすると、もともとの理 念としてあった教育の実現を、仙台校をつくることでかえって阻害してしまうのではな いかというところをすごく気にしています。例えば、農業体験が全国どこの生徒でも必 修になって、3年のうちに1回は登米本校に行くということであれば、飛鳥未来高校に はない、きずな高校の独自のカリキュラムを実施するということは可能だと思いますが、 もともと未来高校があって、きずな高校ができたときの教育の存在意義を、この仙台校 舎の設置が阻害しないかどうか。阻害しないのであれば、それはどのように担保されて いるのかということを説明していただければと思います。

(事務局)

今回設置される仙台キャンパスというのは、あくまでも飛鳥未来きずな高校の面接指導施設でございまして、そのカリキュラムというものは、既存の飛鳥未来高校のカリキュラムとは別物でございます。なので、飛鳥未来きずな高校の仙台キャンパスに在籍する生徒は、飛鳥未来きずな高校のカリキュラムでスクーリングや課題学習を行うものです。必修ではないですけれども、来年度から開講されます農業体験やアグリカルチャーといった学校設定科目が受けられることになります。

入学したいという要望があったときに、当然、学校としては「飛鳥未来きずな高校というのはこういう学校で、こういう授業をやります、場合によっては登米の本校に行ってこういうこともできます。それらを踏まえて入学しますか」といった確認を行い、その上で生徒は入学しておりますので、例えば農業体験がしたかったのに、仙台キャンパスに入ってしまってできなくなったというようなことは生じないとは考えております。当然、既存の飛鳥未来高校と飛鳥未来きずな高校というのは、名前が似ておりますので、場合によっては保護者、生徒さんが混同してしまって、きずなに入りたかったけれども、飛鳥未来高校に入学希望を出してしまったというような生徒さんがもしかしたらいるかもしれませんけれども、その場合は当然、飛鳥未来高校から説明を行って、ここはきずな高校とは違いますよという説明を入学希望者に対してしているものでございます。

(事務局)

これは私的な意見ですけれども、私は以前、農業高校で勤務したことがあるのですが、

農業高校には何かを育てていくことが好きという子どもたちが多く入学してきます。普通科高校に入学したものの、自分が持っているそのような思いと合致しない場合に、普通科康応を退学してしまうという子どもが、全国的に考えるといるのではないかと考えられます。自然を愛し、自然と親しみながら生活をしていきたいという思いが自分の中にあるにも関わらずうまくいかなかった生徒が、例えばこの通信制の学校を希望して入ったときには、登米本校でのアグリカルチャー、農業体験というのが非常に生かされるのではないかと思います。

学校設立のときに、アグリカルチャー、農業体験に力を入れていきたいという希望があり、現在も農場などの整備をするのに登米市から支援をいただいているという説明がありましたけれども、全国のそのような希望のある生徒たちを集めるという観点から考えますと、面接指導施設を全国展開して大きくなっていったほうが、そういう子供たちをより集められるのかなと思っております。

(山岸委員)

ありがとうございます。

仙台校を設置し、宮城県の生徒が仙台校に行くことによって、かえってアグリカルチャー系の授業を履修する生徒が少なくなってしまうのではないか、本来、登米本校に行けば、農業の授業を受けるモチベーションも高くなるのだろうけれども、仙台校をつくることによりそれがなくなり、普通の通信制高校になってしまうのではないかという点を懸念しておりました。

今の話を聞いて、当然、校舎数を増やすことの意義というのはあると思いますし、同 じ学校法人の中で既に通信制高校がありますので、普通の通信制高校ではなくて、まさ に最初の設置の理念であった農業を通した活動ということが保障できるように、普通の 通信制高校にならないように頑張っていただきたいなというところでございます。

(松良会長)

伊藤委員, どうぞ。

(伊藤委員)

山岸先生のお考えに私も賛同いたします。やはりこういう子供たちが、こういう教育 機関で学び始めることで、本人の個性や特性を生かしていく、それが理想形ではないか とも思っています。この辺は非常に難しいだろうなとも思うのですけれども、学びの内 容にどんな出会いがあるかという、そういうところなのかなとも思っております。

それから、仙台キャンパスがいわゆる面接指導施設ということですが、仙台市内にこのような教育施設はどの程度あるのでしょうか。それから、生徒数はどの程度いるのでしょうか。その辺を少し懸念しています。実は、これは勤務校の生徒の場合ですが、勤務校の生徒も学内での学びが非常に難しい一方で、学びは続けたいということで、こういう教育機関の見学に行ったということがございました。そのときに、その見学先から「3日後の書類を調えてください。そうしないと入学のチャンスを失いますよ」と言われたそうです。非常に強引に生徒募集をする実態があるのかなというところを心配いた

しました。学校に親と本人を呼びまして、もう一度指導を展開しながら、本校に学び続けているというケースもありましたので。生徒数と実際の施設の許容定員、競争社会になっていないかどうか、これをはっきりしたいなということです。

(事務局)

今,お話しがありました仙台市内もしくは宮城県内にあります面接指導施設などの数につきましては、申しわけございません、事務局として把握はしておりません。ただ、他県に本校があって、その面接指導施設として仙台市内に仙台キャンパスというような名称を用いて設置している学校は多いものだと感じております。

具体的な数は把握していないのですが、通信制高校に入学したいというニーズ、中退 した生徒さんなどが「まだ勉強はしたい」というようなお考えを持って入りたいという 状況というのは、恐らくあるものと考えております。

全国的にもそうですが、ほかの県に本校があって、自分の県に面接指導施設があるという学校は、なかなか把握できていないというのが現状でございます。そういったところの、今、伊藤委員からお話しがありましたような生徒募集のやり方ですとか、学校運営のあり方というのは、今に始まった話ではないのですが、昨年度来から問題視されているような状況でございます。これは、国のほうでもさまざまなガイドラインですとか指針を出して、何とか状況把握に努めようとはしているのですけれども、なかなか進んでいないということはございます。

ただ、飛鳥未来きずな高校につきましては、少なくとも本校はこの宮城県内にございまして、県として所管している学校でございますので、そういったことがないようにということは常々お話はさせていただいておりますし、ほかの県にある各面接指導施設においても、そういったことがないようにというお話はさせていただいております。

その他特に質疑等なく、2件とも審議会として了承される。

⑤高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について (仙台白百合学園高等学校)

事務局から資料により説明を行った。

(吉岡委員)

白百合学園の学校ですけれども、宮城県だけではなくて、岩手にも北海道にも東京に も学校があるようですが、設置者は全部同じ法人なのでしょうか。

そして, 今まで通信制の教育区域に秋田がなかった, 新潟もなかったというのは, 何 か取り決め事項があったのでしょうか。

白百合学園の法人の知名度は、全国的にもあると受けとめていたので、そういう意味でどうして今になって追加するのかと思ったものですから。そして、今後また変更になりそうな部分はないのかということも気になったので。わかっている部分があれば教えてください。

(事務局)

1点目につきましては、恐らく盛岡にある白百合学園高等学校ですとか、同じ白百合学園という名前を持つ高等学校のことをおっしゃられていると思うのですが、白百合学園の姉妹校として関係性があるのですが、学校法人白百合学園として設置している学校ではないところもございます。

これらの学校は当然別の学校ですので、仙台白百合学園高等学校の生徒として別の学校で授業を受けても仙台白百合学園高等学校の授業を受けたことにはならないので、仙台白百合学園高等学校の通信制課程として、それぞれの県を教育区域としたいという認可申請がありまして、認可をしたというような流れでございます。

2点目の秋田と新潟を除いていた経緯というのは、申しわけございません、何か協定 とか取り決めがあったかということについては承知していないのですが、恐らく認可の 申請をする際に、学校としてさまざまな調査をしまして、その結果から生徒の要望がな いだろうという判断をしまして、当初、秋田、新潟を除く形での申請があったと考えお ります。

(松良会長)

ほかにございましょうか。伊藤委員。

(伊藤委員)

広域の通信制という文言を使っていますが、教育区域はここだけですという限定をしなければならないのでしょうか。

(事務局)

言葉の問題なのですが、認可をする際に、一定以上の都道府県数の教育区域があれば 広域通信制を名乗れますし、必ずしも全国47都道府県を対象としなくても問題ありま せん。ただ、学則には教育区域というものを定めなければならないとありますので、ど この都道府県を教育区域とするかについては学則に規定しなければならないことになっ ています。

(伊藤委員)

入学希望の問い合わせがあったことから2県を追加するという形ですと、その都度増 やしていくことになるのでしょうか。

(松良会長)

これまでお問い合わせのあった人は、教育区域とされた9区域に住民票を異動させて 入学させたと。これからは、教育区域に追加する県については住民票の異動が必要なく なると、こういうことでしょうか。

(菅原委員)

関連でございますけれども、認識不足で素朴な質問で申しわけないのですが、広域通信高校が教育区域を法令上必要があって設定をしますよね。教育区域以外に住む子供がとある広域通信制高校に入学する場合には、住民票異動をするということが何によって規定されているのかということが一つ。もしもそれがなければ、住民票を異動しなくてかまわないですよね。自由に入学させてかまわないはずですし。

それともう一つは、さきほど問題になった面接指導施設というのは、教育区域とは全 く関係ないところに設置しても可能なのでしょうか。

(事務局)

1点目の教育区域外に在住している方から入学をしたいというような問い合わせがあった場合については、基本的に学校からは居住地が教育区域ではないのでできませんという形でお断りをしていただくことになります。どうしても入りたいということであれば、住民票を異動していただいて、教育区域に住んでいいただくことになります。ただ、それに関しては、何か法令ですとか、基準ですとか、そういったもので定められたものではなく、学則として決めたことをどのように遵守していただくかという中での学校としてのやり方になります。

仙台白百合学園高等学校の例でいいますと、秋田県や新潟県の方から入りたいという 要望はありましたが、断ってきたというのが現状でございます。ただ、どうしても入り たいというような方については、各県1名ずつ事例があったのですが、住所を異動しま して、その教育区域に住所を変更して入ったという実績はございます。

基本的にはほかの学校についても同じように教育区域というものを定めて、学校運営をしておりますことから、教育区域外にいる生徒さんというのは受け入れてはならない、そういった希望があったとしてもお断りしていただくというような形になります。ただ、そういった要望がいくつもある、いろんな方から要望があるということであれば、学校として教育区域を広げていくという考えはあって当然ですので、今後、ほかの都道府県を教育区域として追加したいというような申請はあり得るところだと思います。

2点目の面接指導施設を教育区域外に設置していいのかという点については、これも 明文化されたものはないのですが、教育区域というものを定めてやっているという決ま りがある以上は、教育区域外に面接指導施設を置くことはできかねるというのが読み取 れることだとは思います。現状そういった申請もないですし、そういうお話もないので、 何とも言い難い部分ではあるのですが、学校運営としても教育区域外に面接指導施設を 置くということのメリットというのはほぼないと思いますので、そういったことはでき ないですし、そういった申請はないだろうとは考えております。

(菅原委員)

確認ですけれども、そうすると住民票を教育区域内に異動するという省令あるいは規則といったものはないということでしょうか。学校の運用上必要だという解釈をしてよろしいですか。

気持ちはよくわかるので。入りたいという子供たちがいるので、教育区域を新たに増

やしましたという話ですよね。ただ、住民票を異動してもらわないと困りますということは学校独自の判断であり、運用上の判断であって、法令上は別に問題ないですということでよろしいですね。

それと面接指導施設について、白百合学園高等学校の場合は本校だけでよろしいですか。そうすると、これだけの教育区域に住む子供たちは全て、面接指導については白百合学園高等学校に来て現在やっていらっしゃるわけですよね。そういうことですよね。 わかりました。

(事務局)

申し訳ありません。少し補足させていただくと、教育区域を定めている意味というのは、この教育区域に在住していらっしゃるお子さんを受け入れますという意味で定めておりますので、区域外のお子さんも入学できるとなると、区域を定めている意味がなくなるかと思います。

今おっしゃったとおり、スクーリングをする施設が、仙台白百合高等学校の場合は仙台の本校だけですので、そこに通ってこられる範囲ということで、恐らく10都道府県を最初設定されたのだと思いますが、現実には日本海側の秋田や新潟からも通いたいというお問い合わせがあったということです。しかし、今この学則変更する前は、秋田、新潟が区域に入っておりませんから、通っていただくわけにはいかない。受け入れるわけにいかない。どうしても入学したいのであれば、10都道府県のどこかに住民票を異動していただいて、区域の中に入っていただいた上でしか入学していただけませんということで扱われてきたと思います。

ただ、そういう問い合わせが多数だということで、そのたびに住民票異動をしていた だくというような御負担をかけるのではなくて、仙台白百合高等学校として教育区域を 秋田、新潟に広げようということで、今回御判断されたものと思います。

面接指導施設は、この教育区域外の都道府県に置いてはならないということは、どこにもそういった明文の規定はございませんので、理屈上はほかの都道府県にも設置してはならないということではないと思いますが、先ほど申し上げたとおり、そのようなことをするメリットがお互いにありません。面接指導施設を置く区域の生徒さんを受け入れるわけでもないのに、その区域に施設を設置する意味はありませんので、やはり現実的には教育区域としている都道府県の中にのみ面接指導施設というのは置かれることになろうかと思います。

(松良会長)

この教育区域という言葉は、募集区域だと思えばいいですよね。そこで教育するわけではないですよね。そこで人を募集していると。

(菅原委員)

この文言からするとね。そういうことで運営しているのだろうと思います。

(松良会長)

今回追加でなった秋田県ですとか新潟県へのお伺いというのは立てているんでしょうか。

(事務局)

秋田県や新潟県に対しては事前照会していまして、新潟県からは支障があるという回答がございました。その理由としては、今後、中学卒業をする子供の減少が見込まれている中で新たに学校が設置されることは、生徒確保の観点から、競合する新潟県が認可した既設校への影響が大きいため、認可の申請に当たっては、新潟県が認可した既設校の状況に配慮してもらいたいというものでございました。

秋田県からは支障なしということでした。

(佐藤宏郎委員)

今のようなパソコンなどの通信が発達している時代で、教育区域を定めること自体がもう既に時代おくれじゃないかなと思って聞いていました。実際にはスクーリングに行く交通の便の問題もあるでしょうけれども、そういう時代ではないよなと思いながら聞いていました。

それと先ほどと関連するのですけれども、秋田県と新潟県に教育区域を定めたという ことは、今度は宮城県として、これを告知する義務みたいなものが出てくるのでしょう か。その点をお聞きしたいです。

(事務局)

2県に対しての告知に関しては、特段法令上求められているものではございません。 新潟県からは支障があるという回答があったのですけれども、今回の照会というのは、 あくまでも認可をするに当たってですとか、この審議会の審議の参考として照会したも のでございまして、各県からの回答について法的な拘束力はないというのが現状でござ います。

逆にいえば、その告知がないということで、先ほど飛鳥未来きずな高等学校でも話があったのですが、県として、その県の中にどういった面接指導施設があるのかがわからないというような現状でもございます。何か法的な形で通知とか告知を出さなければならないというものではないのですが、何らかのそういった連絡というものは必要ではないのかなとは感じてはおります。

(菅原委員)

白百合学園高等学校は丁寧な対応を今回されていて,要するに教育区域を新たに加えて,子供たち,あるいは保護者のニーズにお応えしますという対応なのだと思います。

ただ今後このほかの県から、要するに教育区域以外からさらにニーズが出てくる可能性というのは重々あるわけで、その都度、学則変更を申請してこられるのかどうか。要するに基本的な問題はまだ解決されていないので。事情をくみ取って、そのときには入学を許可しますよという方向で行くのかどうか。この件についてはまだ課題が残ってい

る気がいたしますので。今後、これ以外の教育区域外の子供については受け入れませんとするのか、あくまでも従来どおり住民票を異動させた上で入学を許可するというふうにやっていくのか。

今回の問題は片付いたけれども、解決が先送りされている。飛鳥未来きずな高校のように47都道府県全てが対象になっていれば別に問題ないのでしょうけれども、かなり限定された、広域とは言いながら、限定された教育区域ですので、どうしてもこの手の問題というのは出てくるだろうと思います。これは白百合学園高校に、今回は別として検討していただいたほうがよいのではないかと。学則の修正というのでしょうか。こういったものにどう対応していくかということについて、恐らくほかの学校でもあるだろうと思うのですが。県立学校の場合、広域通信制高校は恐らくほぼ47都道府県でしたよね。ほかの市内の高等学校さんも。だから問題ないと思うのですが、白百合さんの場合は限定されていますので、課題としては残っていくだろうなと思いますので、学校に検討していただいたほうがいいかなと私は思いました。

(松良会長)

ほかにございましょうか。

(山岸委員)

通信制高校のことが制度的によくわからないところがあるので、あさってを向いた質問になってしまうのかもしれないのですが、在籍期間の「休学を除く」という文言の削除に関して、実態に合わせて柔軟に対応できるようにという説明があったのですが、具体的にどういうことなのでしょうか。

つまり、そもそも在籍期間と在学期間が概念上違うのかということがあると思うのですけれども、基本的に3年間通算で在籍ないしは在学してないと卒業できないわけですよね。だから、これで「休学を除く」という文言を削除することによって柔軟な対応ができるようになるというのは、何を意味しているのかがよくわからないので、何がよくなるのかというのを教えてもらえないかと。

(事務局)

この在籍期間の考え方については、具体的な例で申し上げますと、例えばあまり体が強くないお子さんが通信制課程に入学をしてきたというときに、入院などいろいろな事情があって半年ほど行けなくなってしまったというときに、本来であれば、その方が何とか頑張って残り2年半で単位を取り終えれば卒業できるというようなことも考えられたのに、この「休学の除く」という文言があったため、単位を何とか取り終えたとしても卒業が半年延びてしまうというような考えがあったため、この「休学期間を除く」という文言を削除するということになったということでございます。

(山岸委員)

卒業できるようになるというのは、法制的には問題ないですか。通信制高校の場合は。 休学期間は、在学期間には含めませんよね。

(事務局)

休学期間を在学期間に含めるか否かというのは、学校教育法などの法令で明確に規定はされていないところでございまして、3年は必ずいなければならないのですが、その3年間の間に1月休学しましたとか、2月休学しましたというような場合に、それでは卒業を認めないよという規定はございません。単位認定などにかかわる問題があるので、その期間、行けなくなったことによってテストを受けられなくなったとか、出席が足りなくなったというような話であれば、当然、進級できないので卒業できないですけれども、そういった部分がクリアできるのであれば、あとは学校の判断でどう認めるか否かというような問題になります。

(山岸委員)

わかりました。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

⑥幼稚園の廃止について(なとり幼稚園)

⑦幼稚園の廃止について (なとり第二幼稚園)

利害関係者となっている佐藤宏郎委員が退室した。

⑥及び⑦は、事務局から一括して説明を行った。

(松良会長)

2件につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。吉岡委員。

(吉岡委員)

幼保連携型認定こども園へ移行することによる廃止の案件がこれからも出てくると思いますが、定員の考え方、教職員の考え方、園庭の考え方、保育室の広さ、それが全て共通でない部分で、認定こども園の審議会の方で判断することなのかなと思いますが、県の管轄で、私学文書課と子育て支援課と、どういう関係を持っているのか。保育室の平米数の考え方が違いますよね。クラスの人数も違う。認めざるを得ない部分はあるのですが、定員のこととか施設のこととか、そのあたりの審議というのはどこでなされるんだろうなと思います。私立学校審議会とは違った観点にはなるのかなと思いますが、今後同様の申請が出てくると思うので、私は知っておきたいなと思ってお話しをさせていただきました。

(松良会長)

この審議会の審議事項にない質問だと思います。却下いたします。あくまでも本審議 についてということが議題でございますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。菅原委員。

(菅原委員)

廃止の理由の表記についてですが、大変明快でわかると言えば大変よくわかるのですが、基本はこういった形で認定こども園に移行するために廃止しますというような形で申請されてきたときに、私たちとしては、ああそうですかと言うしか言いようがないのですが、そのバックとして、それぞれなとり幼稚園は、なとり幼稚園なりの背景といったものがあるのでしょうかね。もっと別の観点から、単に移行だけですという理由だけではなくて、もうちょっといろんな多面的な理由があっての移行なのだろうと思うのですよ。その辺を把握されているのであれば教えていただきたいのですが。これしか理由にあがっていませんというのであればしょうがないのですが、要するに知りたいのですよ。政府として、新制度に移行をしましょうという動きになっておりますので、この審議会の審議事項として廃止も審議事項の一つですから、当然上がってくるのでしょうけれども、もしも飾りの言葉というか、背景がわかるのであれば、もう少し加えた説明が欲しいなというふうに思うのですが、いかがでしょう。これは私の個人的な意見です。どういう背景、理由があるのか押さえていてれば教えていただきたい。押さえてなければ結構です。制度上やむを得ないということでしょうから。

認定こども園に移行しますということですから、いろんな判断があってのこういった 申請なんだろうと思うんですね。その辺、把握しているのであれば、勉強のためも含め て教えていただきたいのですが。今後のことも含めて。

(事務局)

全般的な話にはなりますが、基本的に私立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する案件につきましては、これまでも申請されておりますけれども、共通して言えることといたしましては、通常、私立幼稚園というのは、教育部門を担っておりますけれども、昨今、やはり待機児童の関係等で保育の需要が非常に高まっております。そういったところで保育のニーズに応え、教育と保育を一体的に行いたいということで、今回の申請上がってきております。元々、学校法人寿なとり学園につきましては、保育所を設置しており、保育のノウハウもありますので、教育保育をより一体的に行いたいというのが申請の理由として挙げられると思います。

(菅原委員)

ということであれば、文章化せずとも口頭で結構ですので、そういったお話でしたというあたりをつけ加えていただくと、私たちも受け入れやすい、理解しやすいなというふうに思いましたので質問いたしました。

(松良会長)

認定こども園にすると、私学助成で損をするなんて言われていましたが、あれは解決 されたのでしょうか。

(事務局)

全体といたしましては、小規模園につきましては、新制度のほうが全般的に園の収入が高いという推計が出ております。ただ、規模の大きい園については、全般的に私学助成のほうが高いという結果が出ておりますので、そういった状況については、少しずつ改善は図られておりますが、現在も概ねそのような傾向にあります。

(松良会長)

解決は、この消費税が上がったときというふうには聞いてたのですけれども。 ほかには御質問、御意見ございませんか。

(伊藤委員)

この幼稚園に、今現在、幼稚園だというところで、幼稚園の保護者の方々が、幼保連 携型認定こども園にするという、幼稚園教育プラス保育園的な内容もプラスというとこ ろについては、幼稚園の保護者たちの理解はどうなのでしょうか。あるいは幼保連携型 認定こども園のほうがいいという反応があっての決断だったのか。保護者達の問題では ないのでということなのか。その辺のところをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

保護者のニーズに関しては伺ってはおりませんが、なとり幼稚園のホームページにおきまして、従前から認定こども園に移行することに関しては、移行することについて申請中と掲載しております。当然、今年度も募集手続が始まっておりますけれども、その中でも記載しているというお話は伺ってございますので、そういった情報を保護者が確認したうえで、ニーズが合致した方が入園の申し込みをされるというふうに理解してございます。

その他特に質疑等なく、審議会として了承される。

(2) その他

この他特に質疑等は出されなかった。

以下, 余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成	年	月	日	
氏名				印
平成	年	月	日	
氏名				印